

足利市内で解体工事を発注する皆様へ

## 足利市内の解体工事で発生する残置物の処理について

一般家屋などの、建築物の解体工事で発生する家具、布団、洋服などの残置物は、法令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により一般廃棄物に該当し、建築物の所有者等が適正に処理する必要があります。

足利市内で発生する一般廃棄物は、足利市南部クリーンセンターで処理を行いますので、解体工事が始まる前に、建築物の所有者等が自ら、南部クリーンセンターへ運搬してください。

自ら運搬ができない場合は、足利市一般廃棄物処理業の許可業者に運搬を依頼してください。特に、足利市一般廃棄物処理業の許可が無い者に収集運搬を依頼することや、他者を經由して運搬を依頼することも法律で禁止されているので注意してください。

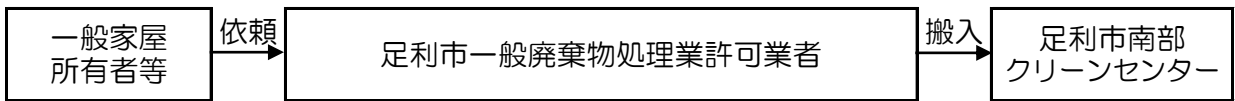
なお、南部クリーンセンターには持ち込みのできない処理困難物もありますので、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

### ○残置物(一般廃棄物)の適正な処理方法 (法第7条)

#### ①建築物の所有者等が自ら南部クリーンセンターへ運搬する

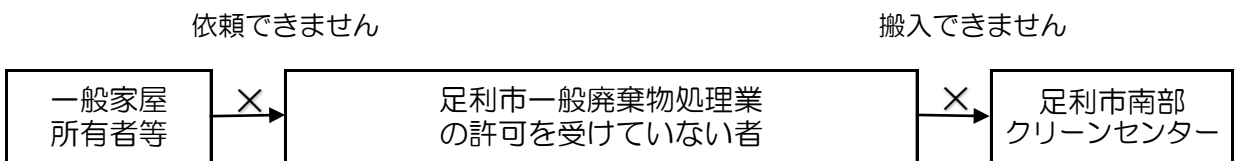


#### ②許可業者に依頼し南部クリーンセンターへ運搬する



### × 法律で禁止されている処理方法

許可を受けていない者に運搬を依頼することはできません



(例) 産業廃棄物処理業の許可のみを持つ者、足利市以外の一般廃棄物処理業許可しか持たない者、足利市一般廃棄物処理業許可のない解体業者や不用品回収業者 など

問い合わせ先

足利市クリーン推進課指導担当

TEL : 0284-71-4192

FAX : 0284-72-5310